

声明

武器輸出三原則緩和は絶対に許せない

政府は12月27日、「武器輸出三原則」の緩和を、国会の議論もしないで官房長官談話の形で発表した。憲法第9条を持つ日本が、国際武器市場に参入することになり、絶対に容認できない暴挙であり、官房長官談話の撤回を強く要求する。

「三原則」は、1967年、佐藤内閣が武器輸出を認められない要件として、①共産圏諸国向けの場合②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合③国際紛争当事国又はそのおそれのある国向けの場合と定義した。1976年三木内閣は、政府統一見解として、三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする、基本的に武器輸出を認めない立場を表明してきた。

しかし、かねてより、軍需産業、経団連などが武器輸出を要求し、2004年（平成16年）「防衛計画大綱」、「中期防衛力整備計画」では、「弾道ミサイル防衛システムに関する案件は、日米安全保障体制の効果的な運用に寄与する」として、米国との共同開発をすすめる、2011年6月、菅内閣は、日米で共同開発をすすめているミサイルの第3国への輸出を可能にすることを米国に伝えた。これにつづく今回の「三原則」見直しは、①米国や安全保障面での協力関係がある国との共同開発・生産への参加②いわゆる「国際平和協力、国際緊急援助、人道支援、国際テロ・海賊問題への対処」など「平和貢献・国際協力」への取り組みでの「防衛装備品」などの供与を可能とするものである。

米国はもとよりイギリス、フランス、ドイツなど「安全保障面での協力関係」がある諸国が、世界の武器輸出の主要大国であることは周知の事実である。そしてその世界への武器輸出が世界各地の軍拡競争を引き起こし、紛争を引き起こす土壌をつくっている。今回の武器輸出原則の緩和は、本来、憲法にもとづき世界の非軍事化に貢献すべき日本が、こうした武器輸出大国とともに、国際武器市場へ参入するものに他ならない。また、イラク・アフガン戦争支援や海賊対処なども含む「平和貢献・国際協力」活動に範囲を広げ、その中での防衛装備品などの海外への移転を可能にすることも、新たな戦争加担に道を開くことになるものである。

こうした、憲法の平和原則を真っ向から蹂躪する武器輸出三原則緩和は断じて認めることができないものであり、官房長官談話に抗議し、撤回を求めるものである。

2011年12月27日

日本平和委員会